

■ 4条1項11号

不服 2020-13960

＜本願商標＞

「激滅」(標準文字)

第5類「薬剤」及び第21類「ねずみ取り器, はえたたき, ハチ捕獲器, ゴキブリ捕獲器, その他の害虫捕獲器」

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は, 登録すべきものとする。

＜原査定理由＞



引用商標:

第5類「駆虫剤, 殺虫剤」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

1 本願商標及び引用商標について

(1) 本願商標

本願商標は, …, 「激滅」の文字からなるところ, 当該文字は辞書等に掲載のないものであって, 特定の意味合いを想起させることのない一種の造語として理解されるものである。

したがって、本願商標は、その構成文字に相応して、「ゲキメツ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標

引用商標は、・・・、「撃滅」の漢字（「撃」は旧字体で表されている。以下同じ。）を手書き風の書体で縦書きし、その右側に「ゲキメツ」の片仮名を手書き風の書体で、また左側には「げきめつ」の平仮名を手書き風の書体で縦書きしてなるところ、「ゲキメツ」の片仮名及び「げきめつ」の平仮名は、「撃滅」の漢字の読みを表すものである。

そして、引用商標の構成中、「撃滅」の文字は、「うちほろぼすこと。」の意味を有する語である（「広辞苑 第6版」株式会社岩波書店）。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「ゲキメツ」の称呼を生じ、「うちほろぼすこと。」の観念を生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否

本願商標と、引用商標を比較すると、両者は、語頭の「激」と「撃」の文字の差異に加え、書体の差異、横書きか縦書きかの差異、漢字の読みを特定する片仮名及び平仮名の有無における差異を有するものであるから、外観上、判然と区別し得るものである。

次に、称呼においては、両者は、「ゲキメツ」の称呼を共通にするものである。

さらに、観念においては、本願商標は、特定の観念を生じないのに対し、引用商標は「うちほろぼすこと。」の観念が生じるから、両者は、観念上、相紛れるおそれはないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、称呼を同一にするものの、外観上、判然と区別できるものであり、観念において相紛れるおそれはないものであるから、両商標が需要者に与える印象、記憶、連想等を総合してみれば、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

2 まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標と非類似の商標であるから、指定商品の類否について論ずるまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当するものとはいえないから、本願商標がこれに該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「激滅」と、引用商標「ゲキメツ\撃滅\げきめつ」は、称呼を同一にするものの、外観上、判然と区別できるものであり、観念において相紛れるおそれはないものであるから、両商標が需要者に与える印象、記憶、連想等を総合してみれば、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

判断の手法としては、近年の「11号審決あるある」です。外観上の差異を考慮すれば、たしかに上記結論のようになるのでしょうか。しかし、個人的には、最近は特にこのような手法が、あまりに安易に採用されがちではないかという懸念があります。

当職がインターネット検索をしたところによれば、請求人が具体的にどのような商品に本願商標を使用しているのかわかりませんでした。もし、本願商標が、引用商標権者と同様の商品に使用された場合、市場や取引における混乱は本当に生じないのでしょうか。

たとえば、ドラッグストアに来たお客さんが、害虫駆除用品の売り場で、店員さんに「ゲキメツください!」と言ってきたら、その店員さんは困惑するような気がします。

ここで、『その商品は、「激しい」の「激」の「ゲキメツ」ですか?それとも、「撃つ」方の「撃」の「ゲキメツ」ですか?』などと聞き返されても、お客さんは「?」となってしまうでしょう。また、『フマキラーの「ゲキメツ」ですか?アースの「ゲキメツ」ですか?』と聞かれても同様です。

こうなってしまうと、お客さんとしては、「よくわからないので、もう別の商品で良いです。」となりかねません。これでは、需要者にとって不利益でしょうし、請求人と引用商標権者の双方にとっても、機会損失となってしまうのではないのでしょうか。

また、インターネット上では、たとえばURLにおいて、商品商標をアルファベットで表示する場合も多いと思います。もし現在、引用商標権者がすでに「gekimetsu」を使用していたら、本願商標に商標権が生じた後は、その禁止権を考慮して、使用を控えることを検討しなくてはならないのでしょうか。

そうであれば、昭和10年に引用商標を商標登録している引用商標権者にとっては、あまりに酷であり、理不尽ではないのでしょうか。

商標法の目的は、「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護すること」のはずです。本審決のような結論がはたして、この法目的に適うものなのか、正直疑問です。

(弁理士 永露 祥生)

<2021年6月23日>